

BB国債価格（引値）算出方針（改定後・抜粋）

日本相互証券株式会社

目次

第1章 総則	
1 本書の目的	1
2 BB国債価格（引値）の概要	1
3 発表の対象及び形式	1
4 利用上の注意及び免責	3
第2章 算出方法	
1 算出方法の考え方	4
2 固定利付国債	5
3 <u>クライメート・トランジション利付国債</u>	6
4 10年物価連動国債	6
5 国庫短期証券	7
6 ストリップス国債（分離元本・分離利息）	10
第3章 諸手続	
1 発表の遅延、誤発表の取扱い	11
2 コンティンジェンシー・プラン	11
3 算出方針の変更	12
4 継続的な発表停止	12
5 各種通知の方法	13
6 ご意見等	13
第4章 内部統制	
1 内部統制の枠組み	14
2 利益相反管理	14
3 品質・健全性の確保	15
4 監査	16

資料 コンティンジェンシー・プランのタイムスケジュール

第1章 総則

1. 本書の目的

本書は、BB国債価格（引値）に係る基本事項を定め、BB国債価格（引値）の算出方法及び諸手続等に関する基本的な方針（以下「算出方針」といいます。）を公表することにより、BB国債価格（引値）の公正性、健全性及び継続性を確保するとともに、利用者の理解を深めることを目的とします。

2. BB国債価格（引値）の概要

（1）発表の背景

BB国債価格（引値）は、1998年の証券取引所における市場集中義務撤廃に伴い、東京証券取引所が上場国債全銘柄の価格公示を停止したことを契機として、国債の業者間仲介業務を営む当社が1998年12月より発表を開始した国債価格です。当社は、午後3時時点における国債全銘柄の価格を毎営業日午後4時に発表します。

（2）BB国債価格（引値）の定義

BB国債価格（引値）（以下「引値」といいます。）は、当社における取引情報を基に算出する当日午後3時時点の国債価格であり、当社の業者間取引における売買の基準価格です。

3. 発表の対象及び形式

（1）対象銘柄

対象銘柄は、固定利付国債、10年物価連動国債、国庫短期証券、WI銘柄及びストリップス国債とし、下表のとおり発表します。

国債種類	発表値				
	引値	前日比	単価	複利	
固定利付国債	単利	○	○	○	
	WI銘柄		半年複利		○
10年物価連動国債	単価		○		
	WI銘柄		半年複利		○
国庫短期証券	単利		○	○	
	WI銘柄		単利	○	
ストリップス国債	残存半年以上		年2回利払割引複利	○	○
	残存半年未満		割引単利	○	

・WI銘柄とは、国債の入札前取引で取り扱う銘柄を指します。

- ・利付国債のW I 銘柄と当該新発銘柄は、算出値の種類が異なるため、値の引継ぎを行いません。（入札実施日の新発銘柄は前日比を發表しません。）
- ・10年物価連動国債の単価は、連動係数を考慮しません。
- ・国庫短期証券の新発銘柄の前日比は、前日の当該W I 銘柄の単利との差とします。
- ・単価（10年物価連動国債を除く。）は、単利（残存半年以上のストリップス国債は複利）を基に算出します。（T+1の受渡日を基準に算出します。ただし、新発銘柄とW I 銘柄は、T+1が発行日になる日まで、発行日を基準に算出します。）
- ・固定利付国債の複利は、単価を基に算出します。
- ・クライメート・トランジション利付国債は固定利付国債に含みます。

（2）桁数と刻み

發表値の桁数及び刻みは、下表のとおりです。

国債種類	単利		複利		単価	
	桁数	刻み	桁数	刻み	桁数	刻み
固定利付国債	3桁	0.005%	3桁	0.001%	3桁	0.001円
W I 銘柄			3桁	0.005%		
10年物価連動国債					2桁	0.05円
W I 銘柄			3桁	0.005%		
国庫短期証券	3桁	0.005%			4桁	0.0001円
W I 銘柄	3桁	0.005%			4桁	0.0001円
ストリップス 国債	残存半年以上		3桁	0.005%	3桁	0.001円
	残存半年未満	3桁	0.005%		3桁	0.001円

- ・桁数は小数点以下の桁数。
- ・国庫短期証券とそのW I 銘柄において単利が0.10%以下の場合には、0.001%刻みを適用します。

（3）發表時刻

原則として、午後4時に發表します。

（4）發表方法

引値の發表は、当社の債券取引用端末（以下「B T T 端末」といいます。）又は当社が直接提供する取引参加者向けデータ配信サービスを通じて行います。取引参加者以外の利用者に対しては、情報提供会社等を通じて發表します。

（5）發表開始日と發表終了日

入札及び償還に伴う發表開始日と發表終了日は下表のとおりです。

国債種類	価格発表開始日	価格発表終了日
固定利付国債 国庫短期証券 ストリップス国債	入札日	償還日の2営業日前
W I 銘柄	入札アナウンスメント日	入札日の1営業日前

4. 利用上の注意及び免責

引値は、当社の業者間取引における売買の基準価格です。店頭取引等において参考価格として利用される場合には、利用者の自己判断の下でご利用いただきますようお願いいたします。

引値の利用に際し、発表の遅延、発表の停止、発表値の誤謬若しくは発表値の訂正により発生する又は発生する可能性がある損害等について、当社はその責任を負いません。

第2章 算出方法

1. 算出方法の考え方

(1) 算出方法の概要

発表の対象となる国債毎に、当社における取引状況や商品特性、その他の状況等を勘案し、個別に算出方法を定めています。また、引値の発表にあたっては、以下で定める算出方法に従い算出されたことを確認したうえで、発表します。

算出方法の概要は、次のとおりです。

① 固定利付国債

当社における日中の取引情報からイールドカーブを作成し、当該イールドカーブから個々の銘柄の価格を算出します。

② クライメート・トランジション利付国債

当社における日中の取引情報から同残存年限の固定利付国債との複利利回り較差を取得し、当該複利利回り較差を基に個々の銘柄の価格を算出します。

③ 10年物価連動国債

当社における日中の取引情報からBEIを取得し、当該BEIを基に個々の銘柄の価格を算出します。

④ 国庫短期証券

個々の銘柄を所定の方法でグループに分け、当該グループ単位で当社における日中の取引情報を基に価格を算出します。

(2) 算出方法に用いる用語の定義

- ・「取引情報」とは、当社が担う私設取引システム（PTS）運營業務における気配、出来値、ベースス、BEI及び銘柄間スプレッド等を指します。
- ・「売気配」及び「買気配」とは、売り買いそれぞれの最良気配を指します。また、この両方を総称して「売買気配」とします。
- ・「最終出来値」とは、午後3時時点において、最後に取引が成立した出来値を指します。
- ・「午後3時時点」とは、大阪取引所の国債先物取引におけるクロージング・オークション（午後立会）近辺の時間帯を指します。
- ・算出方法に用いる「出来値」及び「気配」は、数量が5億円未満のもの、誤って注文又は約定したもの及び同一の会社により成立した約定等は含めません。
- ・「GCレポレート」とは、日本証券業協会が当日公表する東京レポ・レートを指します。

2. 固定利付国債

固定利付国債（含むW I 銘柄）は、次の手順で算出します。

(1) 参照銘柄の設定

残存期間に応じて、下表の参照銘柄を設定します。

残存期間	銘柄
残存10年以下	残存半年毎に約20銘柄
残存10年超	残存1年毎に約30銘柄

※ 参照銘柄は四半期毎に見直します。

(2) 参照銘柄の利回りの設定

当社が取引情報を基に、原則として以下の優先順位で参照銘柄の利回り（以下「プロット値」といいます。）を設定します。

- ① 午後3時時点で売り買い両方の気配がある銘柄については、「売気配 \leq プロット値 \leq 買気配」となるように設定します。
- ② 午後3時時点で売り又は買いの一方に気配がある銘柄については、「売気配 \leq プロット値」又は「プロット値 \leq 買気配」となるように設定します。
- ③ 午後3時時点で気配がない銘柄については、当該銘柄、同償還銘柄及び周辺銘柄における日中の出来値・売買気配及びこれらから推測されるイールドカーブ形状等を踏まえて設定します。

(3) イールドカーブの推計

参照銘柄のプロット値を複利に変換後、当該複利を基に平滑化スプライン回帰によりイールドカーブ（複利曲線）を作成します。

(4) 暫定値の算出

前述のイールドカーブから償還年限に応じた複利を求め、銘柄毎に単利に変換後、0.005%刻みにするための端数処理を行い、暫定値を算出します。W I 銘柄については、複利のまま端数処理を行い、暫定値とします。

(5) 暫定値の補正と引値の決定

暫定値について当社の取引情報を踏まえて必要に応じて補正を行い、引値を決定します。

(例)

- ① 同償還銘柄間の利回り較差に対する補正
- ② 隣接する償還年限間の利回り較差に対する補正等

3. クライメート・トランジション利付国債

クライメート・トランジション利付国債は、次の手順で算出します。

日中における取引情報に基づき、同残存年限の固定利付国債複利利回り（以下「基準国債利回り」といいます。）とクライメート・トランジション利付国債複利利回りとの複利利回り較差を計測し、午後 3 時時点における基準国債利回りとの複利利回り較差から引値を算出します。翌営業日以降、有効な取引情報が得られない場合、当該複利利回り較差を維持します。

なお、入札日において、落札結果発表後に複利利回り較差を計測出来る取引情報が得られない場合、午前 11 時 05 分時点の固定利付国債の取引情報から基準国債利回りを算出し、財務省が公表する落札利回りとの複利利回り較差を計測し、午後 3 時時点における基準国債利回りとの複利利回り較差から引値を算出します。

(2024年1月改定、2024年2月実施)